○内閣府令第十二号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行及び消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百七十四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十五条第二項の規定に基づき、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（身体の障害） **第二条**　令第六条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ （報告の期限及び様式） **第三条**　［略］ ２　前項の報告書は、日本語で記載するものとする。	（身体の障害） **第二条**　令第五条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。 ［一～六　同上］ （報告の期限及び様式） **第三条**　［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一を次のように改める。

様式第一（第三条関係）

報　告　書

（注）※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名 ※品名（ブランド名）は、「品名（ブランド名）」欄に記載すること。				品名（ブランド名）			
				機種・型式		（生産地名：　　）	
事故発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃						
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無		1.有　2.無	製品被害の有無		1.有　2.無
人的被害区分	①死亡（　）名						
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名						
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名						
	④人的被害なし						
事故内容	①事実関係（事故発生時の状況、経緯等） 当該機種・型式による重大製品事故の発生件数：　　件（本件を除く。） ②事故発生の原因 1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.調査未着手又は調査中のため不明 9.調査不能のため不明　10.その他（　　） （以下、詳細を記述すること。また、8.を選択した場合は、調査方針、調査時期等、今後の予定についても記述すること。） ③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善 6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.検討中 14.その他（　　） （以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。また、13.を選択した場合は、対応方針、対応時期等、今後の予定についても記述すること。） ④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 （名称）： （連絡先）：						